

改正案	現行
<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第五号の規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成十一年六月十八日から施行する。</p> <p>輸出貿易管理令第四条第一項第五号の規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 輸出貿易管理令別表第一の八の項に掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）（第七条第一号八に該当するものうち、次のイから八までのすべてに該当するもの</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 輸出貿易管理令別表第一の九の項（七）から（十）までに掲げる貨物であつて、貨物等省令第八号第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第五号の規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、平成十一年六月十八日から施行する。</p> <p>輸出貿易管理令第四条第一項第五号の規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 輸出貿易管理令別表第一の八の項に掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）（第七条第一号八に該当するものうち、次のイから二までのすべてに該当するもの</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 アルゴリズムの鍵の長さが六十四ビットを超える対称アルゴリズムを用いないもの</p> <p>二 輸出貿易管理令別表第一の九の項（七）から（十）までに掲げる貨物であつて、貨物等省令第八号第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの</p>